

第3回佐賀市障がい者プラン等策定委員会

日時：8月24日（木）19：00～

場所：本庁4階大会議室

1 開 会

2 議 事

(1) 第7期障害福祉計画及び第3期障害児福祉計画の概要について【資料1】

(2) 第7期佐賀市障害福祉計画及び第3期佐賀市障害児福祉計画（案）について【資料2】
【資料3】

委 員：資料3でグループホームと施設の違いを教えてください。

また、資料2の14ページの活動指標については、第6期と第7期の違いを示しメリハリを付けなければいけないのではと思った。第6期の実績を踏まえ第7期を作成するべきであり、方策は考え方が変わってきていいと思うが、ほぼ変わっていない。11ページの「地域生活支援の充実」の「目標達成のための方策」には新規の項目が入っており、事務局で検討された結果だと思う。本計画でどのような成果を期待するのか教えてください。

事務局：施設とグループホームの違いについては、施設には入るのに要件がある。障がい者の方がサービスを受ける際に、障害支援区分を取らなければいけない。1～6の区分があり、1が軽く6に進むほど重くなっていくが、施設入所には4以上が必要になっている。一方、グループホームは区分がない。また、入所施設は必ずスタッフが24時間体制で見守るが、グループホームは世話人が夜間常駐する場合もあればないホームもある。昼間に食事の準備だけをして夜間は入所者のみで生活をしている場合もある。また、グループホームにはサテライト型といってマンションの一室を借りて生活をし、何か起こった時にだけ事業者が対応するというパターンもあるなど、かなり幅がある。今、重度障がいの方の地域移行という国の方向性もあり、重度の方でも入居できるグループホームが求められている。

成果目標については、国が示している基本指針に基づくものとなっている。そのため前回と変わらない部分があれば、今回のように新たに変わった部分もある。市独自で作っても良いと思うが、基本的に国の指針に添った成果目標が設定されている。

委 員：施設やグループホームの他に在宅の方も大勢おられ、ご家族の高齢化が進んでいる。地域で暮らす多くの障がい者の方からもこういう住まいが必要とされていると思う。

委 員：14ページの「相談支援体制の充実・強化等」に関して、「目標達成のための方策」で主任相談支援専門員の計画的確保という項目があるが、これは基幹相談支援センターに配置するという趣旨か。

事務局：基幹相談支援センターの機能を強化するという国の基本指針があり、主任相談支援専門員が地域の中核となるような立ち位置に立たれるということで、基幹相談支援センターに主任相談支援員を配置するという考えである。

委員：次年度、報酬単価の見直しがあり、知的入所施設が参加している「知的障害者福祉協会」の策定委員会で、グループホームのサテライト型があるように入所施設のサテライト型があっても良いのではという意見もあった。大人数で入所者の安全性が本当に確保できるかということを感じており、ユニット型・少人数でということも考えないといけないのではと考えている。施設入所支援に関しては変わってくる可能性があるため、相談しながら進めていきたい。

委員：11ページに強度行動障がいについて盛り込んでいただいたのはありがたく思う。今までこういった内容が取り上げられることはなかった。国の基本指針は検討会の報告書から取り入れていただいたものだと思う。成果目標について、ニーズだけでなく利用人数を把握するために実数調査も必要だと思う。実際にどの程度の人数が行動障がいの方がおられるかは、障害支援区分認定調査の行動関連項目から割り出せるのではないかと。10点以上が行動障がいということで行動援護の対象になるが、10点から最大24点まであり幅が広く、行き場がない方はハイスコアである。10点以上だけでなくハイスコアの方がどれくらいいるのかも含めて把握していけたら良いと思う。また検討会で課題としてあがったのが、サービスに繋がっていない人をどう把握するかである。強度行動障がいの方は、サービスを利用したくても断られるケースもあり、ご家族が支えている。サービスにつながらない人も含めて計画に位置づけてもらえれば。

事務局：サービス利用者数を拾うことは可能だが、サービスに繋がっていない方を把握していくのは非常に難しいと感じている。何らかの対策・方向性を詰めていければと思う。

委員：本当に切羽詰まってからしかサービスに繋がらないような実態もあるかと思う。事業所の皆様の力も借りながら現状把握を進めていただきたい。

委員：資料3の就労定着支援の利用が伸び悩んでいる現状に関して、なかなか定着できない難しさが出ているのかと思う。

委員：14ページの目標達成のための方策の2つ目、「協議会における個別事例の検討」について、先日、今年度第1回の佐賀地区自立支援協議会全体会議があり、その中で地域生活支援拠点等の整備について進捗をご報告申し上げた。資料にも盛り込んであるが、個別事例の検討については2つの部会がある。その1つの相談支援部会と関連付けて開催している相談支援連絡会があり、年に数回個別支援の検討会を行っているという位置付けになっている。部会の中で検討するという位置付けにしていく必要があれば、協議、検討いただきたい。

事務局：確かに連絡会の中でも事例検討が実施されている。実績として加筆できればと思う。

委員：20ページの就労選択支援というのは新たな事業ということだが、例えば就労継続支援A型B型に関わらず一般就労を希望する際にもサービスが利用可能であり、基本的には本人のニーズに合わせて就労の選択をしていく時のサービスということか。

事務局：その通り。

委員：就労定着支援の中で就労移行支援等の利用を経てとあるが、就労移行支援を必ずしも利用しなくて良いということか。

事務局：こちらは福祉施設を利用して一般就労の方だけが対象となる。つまり、就労移行支援と就労継続支援 A 型 B 型が対象となる。

委員：福祉施設を利用せずに一般就労した場合、就労選択支援と併せて就労定着支援を利用するのは難しいということか。

事務局：働きたいと思った時に本人の希望や能力に合う仕事探しを支援し、こういった就労形態にするのか、一般就労がいいのか等、いろいろ相談したり支援をするのが就労選択支援。就労定着支援は、就労継続支援を経て、一般企業に入り6か月経過した方にサービスが始まるという制度である。

委員：就労定着支援は制度上、福祉施設の利用を経ずに一般就労した方は対象外ということか。

事務局：その通り。

事務局：就労定着支援は、一般就労した後で、初めての就職で給料をもらい遊びに行くなどで朝起きられなくなるなど、生活リズムが乱れてしまう方が中にはおられる。就職しても続かない方がいるということで、生活リズムを戻すための支援である。事業所やご家族等を含めてアドバイス等を行っていくもの。

委員：精神科の就労支援の昨今の考え方として、援助付き個別就労が通常になっている。本人のニーズに合わせて基本的には一般就労を目指すのだが、定着という時点でつまづく方が多い。そこにジョブコーチのようなかたちで、就職先に行ったり職場の担当者との連絡調整をするなど、一緒に行くというものが援助付き個別就労支援の考え方である。これまでは障害福祉サービスでその制度にあたるものがなかった。今はサービスとして行っている部分があるので、こういったものが利用できれば良いと思った。

委員：相談支援について地域移行・地域定着の実績が少ないのは何故か要因が分かるのであれば。

事務局：現状で事業所の数が少ないのも理由としてある。市内の地域移行支援の事業所が令和5年度で4事業所しかない。また、地域移行ができる時にサービスを上手に利用するというよりも、相談支援事業所に入っていたいただいた流れで調整してサービスに繋がっているケースが多く、活用しきれていない現状もある。

委員：私どものところはアウトリーチをやっており、長期入院の方をもっと地域で診たいと思っている。診療所という立場上なかなか病院の中には入りにくい。こういった事業所が増えることで地域移行の体制が整えば、長期入院の方の退院支援や長期化する前に介入しアプローチ

できるのではないかと思う。

委員：今期の計画ではまだできないこともあるが、非常に重要なご意見をいただいた。今後どのように変わっていくかを見ていただきたい。

委員：就労定着支援について、何をもって定着と考えるのか教えてほしい。今、支援学校を卒業した男性が7年程度一般就労されている。その後一般就労した女性がいたが、その方は2年程で生活自体に支障がでてきたためジョブコーチと連携して支援をした。何をもって定着したと考えれば良いのか疑問がある。

事務局：一般就労継続後6か月を経過した方が就労定着支援の対象者とされ、それが目安となる。

事務局：就労定着支援の支給設定の標準的な利用期間が3年間までとなっている。3年間にわたり就労継続し支援がなくても仕事ができるようになれば到達したと考えられる。ここまではサービスの支援が入る期間とお考えいただきたい。

委員：20ページの日中活動系サービスの内容②③の自立訓練について、障がい種別は問わなくなったのではなかったか。施行当初からは対象者が見直されているはずである。

事務局：おっしゃる通り平成30年に障がいの区別なく利用可能となった。表記の仕方は検討させていただく。

委員：就労継続支援について、精神障がいの話にも関わってくるが、就労の継続というのは生きがいに繋がると思っている。A型B型・選択支援などについても具体的なパンフレット等で支援員に伝え、またそのパンフレットを当事者も見れるような環境にすれば、やりがいや生きがいに繋がるのでは。そういった考え方も加えていただきたい。

委員：当事者としてサービスを受ける側の視点で見せていただいた時に、どのようにサービスの正確な内容を必要な方に届けておられるのか知りたい。相談支援をしているとサービスの内容を聞きに来られることが多く、サービスの全容が適切に伝わっていないのではないかと感じる。どのような周知活動が行われているのか。

事務局：複雑で多種多様なサービスの中からご本人が選ぶのは確かに難しいと思う。そういったサービス調整で計画相談の相談員、そちらを後方支援する基幹相談支援センターや市役所にも相談員を置いている。そういった機関と連携しながら進めていきたいと考えている。

委員：分かりにくいサービスもあるので、例えば事例の記載などがあると使いやすさ等が変わってくると思う。

委員：分かりづらいというのは課題としてあると思う。より分かりやすいものになるように取り組んでいただきたい。

委員：30ページについて、6期計画ではすべての取り組みの方策があったが、7期では①から⑤ま

でを消してしまったのは何故か。

事務局：前回の計画でも①から⑤はサービスの概要しか載せていない。概要の部分は 28 ページにまとめて掲載するようにしたので、その分は省略されている。目標値を定めるべきものとそうでないものがある。例えば、成年後見制度など目標値を掲げにくいものは概要だけにとどまっている。

委員：必須事業として、相談支援事業についても成年後見制度についても第6期は目標に対する評価をしていた。今期も第6期と比較することを想定した時に、方策を入れたほうが良いのではないか。

事務局：掲載している中には方策が立てにくいものもある。成年後見などについては、要望があり該当者がでてきて初めて支援に繋がる事業である。利用数を伸ばしていきたいというサービスではない。年間で件数にもばらつきがあり方策が立てにくいいため省略させていただいた。今後件数を増やしていきたいサービスについては目標値を記載している。

委員：障がいへの理解啓発を促すような事業として、28ページの地域生活支援事業の①②が該当すると思うが、実施内容が具体的にあればお聞きしたい。

事務局：理解啓発事業については様々な取り組みを行っているので一概にはいえない。自発的活動支援事業については現在1つ実施しており、佐賀市では夏休み教室というものを実施している。夏休み期間に保護者やボランティア、大学生等が子どものレクリエーションや体験活動を企画・実施するものとなっており、支援する方の育成にも繋がっている。コロナ禍でできない期間もあったが、様々な団体が応募し、そこに助成金というかたちで費用の一部を負担している事業である。

委員：障がい者といっても様々な障がいがある。精神障がい者同士であっても理解できない部分があるのに、他障がいとなると益々分からない。そういった時に理解に繋がるような事業というと①が当てはまるのだろうか。夏休み教室は民間の団体が実施しているのか。

事務局：保護者会や学生サークル、ボランティア団体などである。

委員：障がいの理解の促進に向けた取り組みをしたい団体もあると思うので、そういった団体への補助や方策も考えていただきたい。

委員：②の自発的活動支援事業はどのように募集をかけているのか。

事務局：毎年、市報やホームページで募集をしている。

委員：随時募集しているのか。

事務局：夏休み前のみである。夏休み期間中の子ども向けの事業となり、佐賀市内在住の子ども概ね10人以上の参加が必要となる。

委員：皆様のご意見を聞いていると、もっと活用しやすいように幅を広げてほしいというご意見かと思う。第6期計画はコロナにより変更したものが多。第7期・第8期に向けてご検討いただきたい。

委員：子どもだけでなく大人にも対象を広げて良いと思う。子ども対象の場所はあるが、大人向けのものはない。

事務局：検討する。

委員：特にグループホームにいと、行動援護は移動支援は使えるが、特に重度の場合は日中活動の場も限られ、場合によっては、子供より大人の居場所のほうが少ないこともある。こういったサービスが大人にも使えれば。

委員：夏休み教室について、佐賀市は積極的に取り組んでいると思うが、社会環境が変化して児童系サービスが充実してきているので、敢えてその部分に力を入れる必要があるのか。大人のニーズ、さまざまな障がいのニーズを、この事業で拾ってもいいのでは。

委員：34ページの福祉人材の確保については最優先課題だと思う。

委員：本当に最優先課題だと思う。ソーシャルワーカーの人材を確保しようにも人材が見当たらない。人材確保については事業者や関連機関の協力はもちろん必要だが、学校などに働きかけていくことも重要である。また、大変さではなく魅力を伝えていただくような機会が必要である。計画に盛り込むのであれば、成果目標の達成に向けた取り組みがもっと必要だと思う。

委員：人材の確保について、具体的な考えをお聞きしたい。移動支援、居宅介護というものを閉じた背景に人手が足りないということもあった。制度的な問題もあり、人材確保、事業所の増設、利用者のニーズに合った支援をするとなると今の制度とも戦わなくてはいけないと感じている。また、私どもの事業所では既に外国の方の採用を決定している。佐賀市も計画を実施するには相当な量の人材確保が必要と思う。具体的な考えがあればお聞きしたい。

事務局：様々な事業所に集まっていただき、ワーキンググループができたかと考えている。またアンケートを実施して課題を抽出し、その中で人材確保のための方策などを検討できればと考えていた。実際にはどの業種も人材不足である。行政も専門職員を募集しても応募がない状況である。本当に切実な問題だが現時点で具体策はない。

委員：人材確保は全体の課題として考えないといけないので、長期的に考えないといけない。方策としてワーキンググループの作成も検討いただいている。今、学生に人気があるのは放課後等デイサービスで、こちらは学生でも志望意向が高いように思う。重度は難しい。

委員：38ページの放課後等デイサービスや児童発達支援について、事業所が増え定員割れしている所もあるようだ。需要と供給のバランスを注視するべきではないか。県の事業所指定に市から意見が言える仕組みができたと思うので、実際に供給過多であるならば、そう言えるぐ

らの把握は必要だと思う。

事務局：確かに県の方から意見書を求めるとなっている。ただ、その事業所が今までにない職種であったり、運営についても書類だけでは分かりにくいものがある。利用者にとっていい事業所かもしれないしそうでない事業所かもしれない。自分に合った事業所を選択する権利があると考え、一概に数だけで決めるのは難しい。やみくもに増やすのも良くないが、事業所の本質が見えにくい部分もあり難しさを感じている。

委員：限られた人と予算の中でやっていくのでサービスの質の評価はあるべきである。発達支援をある程度の水準でやっているなど。お金と人材をつぎ込んでも効果が薄いのではないか。

委員：放課後等デイサービスの質については課題であると思う。現状として、簡単につくれて収入も見込めるので更に増やすという話も聞く。人材がそちらに流れてしまうと、本当に必要な所に人材が確保できないという懸念もある。バランスを考えなければいけない時期にあるのだと思う。

3 その他

(今後のスケジュールについて説明)

4 閉会